

聯合進駐軍聯絡委員會回報

情報 第三号

九月二十六日

才八号

本日前十一時 Chaffery 少佐、Bryman 少佐ヲ帶同シテ内政部長
室ヲ訪問 今後ハ主トシテブレグマン少佐ガ委員會ト接續
當ル旨説明シヨシア、少佐ハ直ニ引揚ケテ、少佐ヨリ次如要守テ

記

一昨日約束セル各種資料ノ提出
一英文原稿ニ種各三三枚ヲ印刷依頼

一本日八取敢ヘテ福岡市内ニ於テ

進駐軍ニ於テ使用セトスル事務所候補地トシテ竹筒島保險司 岩日
屋、九州帝大及宿舍トシテ一方亭ヨリ現地視察又ルコトナリ 縣川瀨

庶務課長及市吏員一名ヨリ同伴 午後二時半 出發セリ

一明日ハ港灣關係及倉庫關係等、現地視察ヲ爲ス予定有之

一本日以降 委員會報告書記載ノ各種事項ニ付現地視察ヲ爲
ス予定ナリ

外務課長

聯合進駐軍連絡委員會週報第九號

情報

九月二十七日

聯合進駐軍先遣隊ウインシンガー大佐一行二十五名午後三時ニ縣廳着
知事以下各委員ト會見次ノ如キ打合セヲ行ヒタリ

一、福岡及北九州ヘノ進駐ハ漸次實施スル

一、シユミツト將軍ハ之ガ監督ノ爲來福スル其ノ時機ハ追テ通知スル
ノデ準備ヲ頼ム

一、委員名簿二十五枚作製ノ上明日提出セヨ

一、福岡市長ニ面會シタシ^明朝九時ニ出頭セシメラレタシ

一、宿泊施設トシテハ軍隊ノ分ハ全部使用スル

學校、個人住宅、神社等、院ハ原則トシテ使用セズ

一、調査班ハマツカーサーノ司令書ニ準ジテ實施スル

一、九月三十日兵凡ソ一、五〇〇名將校一二五名佐世保ヨリ汽車ニテ

福岡縣

進駐ス之ハ飛行場其ノ他ノ施設護衛ノ爲ナリ

一、明日ウイリアム大佐ハ^少佐ヲ同伴市内ノ宿舍タルベキ建物

ヲ觀察ス明日午前七時三十分迄ニ博多ホテルニ通譯一名カイド一名

ト自動車二臺ヲ提出スベシ宿舍トシテハ博多航空隊、福岡航空隊、

小富士航空隊ヲ觀察ス

一、福岡地區ノ駐屯區域ハ市ヲ中心トシテ十里半徑ノ地域トス

右區域内ノ日本軍ハ一、五〇〇名ヲ除キ撤退セシムベシ

一、飲料水ハ一日一萬屯ヲ要求ス

一、電力ハ一日五、〇〇〇キロヲ要求ス

一、警察關係ニ付本縣警察ノ組織人員並召集解除ノ數明日迄ニ承知シ

タシ

一、進駐軍ノ警備ハ米軍ニ於テ實施ス日本側ノ警備ハ警察官ニヨリ實
施セラレタシ

一、福岡地區へノ進駐ハ

- 1、三十日ニ一、七〇〇名程度
 - 2、一週間乃至二週間以内ニ漸次増加シ五、〇〇〇名程度トナル
 - 3、以後ハ漸増シテ一七、〇〇〇名程度トナル
 - 4、情勢ニ依リ三五、〇〇〇名迄ハ進駐ノ豫定ナリ
 - 5、夫以上ノ必要ナキモノト認ムルモ必要ニ依リテハ六〇、〇〇〇名迄進駐ノ準備アリ
 - 6、三五、〇〇〇名ノ内三〇、〇〇〇名ハ飛行場關係軍隊ナリ
- 右ハ計畫ノ大体デアルカラ變更セラルルヤモ知レズ
- 一、駐屯地ハ北九州ハ別デアル
 - 一、駐屯軍ハ芦屋、雁ノ巣、席田飛行場ヲ中心トシテ配置ス
 - 一、宿舍ハ工場ノ奇宿舍ニテモ可ナリ
 - 一、進駐ハ海路ニ依ルカ空輸ニ依ルカ陸行スルカハ其ノ時ノ模様デア

飛行士ノ他

福岡縣

ルカラ判然セズ、

- 一、明日午前十時ニ知事ト正式面會致シタシ
- 一、福岡地區ノ駐屯ハ大牟田、久留米ヲ含ム地域ニ三五、〇〇〇名ナリ
- 一、北九州ノ門司ハ右以外ニ十月十六日ニ比島ヨリ二〇、〇〇〇名來ル豫定ナリ

聯合進駐軍連絡委員會報

第十報 第五号 九月三十日

芳井

一 進駐軍司令官ロビンソン海軍代將ハ列車ヨリ一四〇。来着直
十二博多ホテルニ入り 縣知事ヲ招致シ面接左ノ如ク懇談ス

記

一 出席者 ロビンソン海軍代將 ヴィンケル大佐
知事 警務部長 外務課長

口代將「命令依リ朝鮮銀行ヲ當方デ指揮スル 聯合軍ノ方デ歩哨
ヲ立テ別命アル迄 運送停止 誰テモ貴重類 金ヲ動カサズ」

敬言察ノ方ニテ協力ヲ頼ム 敬言察ハ銀行外部歩哨 一人ニ對
米兵一名ヲツケル 聯合軍ノ將校一名駐在シテ指揮スル 従業員

ハ全部出テモロウ、 銀行支配ハ今日午後四時ヲ始マル
知事ト敬言察、協力ヲ得テ運送ヲ行ク 銀行長ノ名前ヲ

教ヘラレタリ、 福岡縣内銀行他支店下等、 理由ハ解リ込莫教ス

二 明日二時 總監知事 軍代表ト會議ス

(縣大會會議ト)

三 知事ヨリ懇願

野菜 魚配給惡シ原因ハ民間トシテナレ 軍用トシテ運搬用ニ

廻シテモライ度シ

大將 軍ノ車介下中全部米軍ニ付ル 現在復員用ニ使フテモカラズ 済
波莫米軍ノ關係者ト協議シテ便宜ヲ圖ル様ニシタイ

聯合進駐軍連絡委員會圖報

報 第六号 十月一日

十一号

一 昨日及本日聯合軍、福岡方面進駐狀況

佐佐木海軍少將、列車輸送より自動車に陸送より夫々進駐

宿舎は香椎旧需品廠に到着す

二 列車輸送

三日 第一列車 一八一五 (約二七〇)

第二列車 一四〇〇 (約三〇〇)

第三列車 一七〇〇 (約二〇〇)

第四列車 一六三〇 ()

自動車輸送

三十輛 (十二ノク) 夕刻到着す

自動車進駐部隊誘導す、夕市郊外迄先驅車を差出

市内交通整理、之所至道路に於ては、所置之散置物

守衛手靜ニシテ、報ニ主席ト要テ、香椎附進駐軍ヲ待テ、進駐

進駐軍司令官ハ、ロビンソン海軍代將ニテ、六三列車より到着す

多クホテ、ルニ泊泊ス

進駐軍主力ハ、第五海兵団ナルモノ、如シ

六 現在進駐軍、宿舎ニ充當スルモノ

香椎旧需品廠

九 飛工員寮

一方 亭

傳多クホテ、ル

共 進 一 亭

其他往來ヨリ、港福ヤルモノ

東洋空軍工務部(一駐箱)

三 海軍代將ハ、本日島六ニ於テ、總所並知事、陸海軍代表ト會同す

外情報 佐佐木保連絡委員會ヨリ、(三六〇一六。參)

九 月 下旬佐佐保

入港ノ事トス

外務課長

主力

司令部

海軍代將以下

司令部副將(約八名)

佐以下一五〇名

聯合進駐軍連絡委員會回報 笈土號 十月三日

委員

殿

委員

一 情報

福岡地區進駐軍司令部官ロビンソン海軍代將ハ一日縣廳會
大會議室ニ於テ總監與知事 軍代表ト會同ス

ハロコ海軍代將ハ福岡地區代表者ナリ

又進駐軍司令部ハ一日ヨリ東公園一方亭ニ開設セリ

聯合軍ハ事務所ハ如ク使用セリ

雁巢航空局福岡支局ノ室

千代田ビル三階會議室

二 要求

一 右會同ニ於ルル代將ノ要求

ハ軍司令部ニ聯代表官ヲ一名差出サレ度

ハ軍司令部ト縣ト間ニ直通電話ヲ架設セラレ度

ハ通設ニ名(兩軍隊用語ノ語セハモ) 聯合軍ノ差出サレ度

二 其他聯合軍ノ要求

ハ香雅旧九州飛行機會社ニ宿舎整備備ノ多明ヨリ人夫

又雁巢飛行場修理整理ノ多

五〇名

配布書目類名稱変更件 十月二日

今般從來配布セリ情報「聯合進駐軍連絡委員會

回報ト改メ候

依ッテ「情報」號ヨリ「第六號」迄「聯合進駐軍連絡委

員會」回報「第六號」ヨリ「第十號」迄「取扱」度

第一號ヨリ「第五號」迄「分別送」如シ

聯合進駐軍連絡委員會回報 第十三號 十月三日

委員

殿

委員長

一 情報

西部軍折衝班情報 第四十二號 第四十三号 拔萃左一

(一) 聯合軍進駐狀況

(1) 北九州地区 (佐吉保委員會通報)

(1) 十月三日 二〇〇 佐吉保 列車 福岡へ兵力 二三名

(2) 十月四日 下南地区へ 三〇三名

(3) 十月五日 海兵 三部隊 (兵力不明) 香椎へ

(2) 大牟田地区

(1) 九月二十九日 在諫早海兵隊所屬へ 小ノド中佐一行 熊本へ飛来

熊本地区 視察時 同中佐 一言 依る 諫早より 概す 十月十日 以降

鐵道より 大牟田へ 約 一〇〇〇 名 進駐スベシト

(三) 福岡地区 於ル M.P. 狀況

(1) 司令部 我軍兵司令部ニ 設案 予定

(2) M.P. 右記地点ニ 進駐スベシ

博多 多ホニル 博多 駅 共進亭 縣大 福岡 駅 (西鉄) 各々 二名

(三) 其他 以上ニガ 大佐 十月十日 刻 博多 在 佐吉保 歸還スベシ (以上)

二 要求

1. 油山 觀音 附近 バシク 兵舎 ヲ 二三 中ニ 使用スルキ 途由 道路

路ヲ 速カニ 修理スベシ

2. 香椎 旧 九飛 王 月 年 進駐 校 及 于 早 寮 各 便所 汲 取 雨 漏

修理 何レモ 明 四 日 中ニ 完了 スベシ

聯合進駐軍連絡委員會回報箋 西號十月四日

委員 殿 委員長

情報

西部軍折衝班情報抜萃在如シ
人通行証ヲ有スル米軍將校ニ限リ日本軍隊ノ管理スル地域内ニ
出入シ得ル如ク聯合軍司令部(ピソ)司令部(側)於テ規定セリ
又聯合軍進駐狀況

一十月四日聯合軍ニ。名下園進駐予定
日聯合軍約三。名(日時不明)関門地区ニ進駐予定ニシ
テ連絡將校門司市役所。到リ宿舍ニ関シ連絡アリ。以上

要求

一香椎松原倉庫(需品廠倉庫)ノ水道敷設工事ヲ一日迄
二四日ヨリ香椎九龍青年學校ニ通設五名ノ差込スルニ成スル

三決定

一進駐軍司令部ノ縣代表トシテ前野事務官(商業課
勤務)ヲ派遣スル
二聯合進駐軍ノ經費、ハ之ル事務担当者ヲ縣會計
課長ト決定ス
三福岡十木管區ハ自動貨車ニ輛ヲ本四日ヨリ約四十日間既
當ス

別
二

カミ十七日三時發進駐部隊先遣隊ヨリ長崎連絡委員会
ニ對スル要求事項
ウエニガール大佐(先遣隊長)
永野 本 員 長

1. 長崎地區進駐兵力

大將 一

中將 一

附屬人員

兵士 一二

召使 八

右宿舍ヲ提供スルコト

司令部勤務、士官 二〇〇

司令部勤務、兵 五〇〇 海運局使用

司令部トシテ海運局、建物ヲ使用ス

右士官兵、宿舍ヲ其、附近ニ求ルコト

ニ長崎市附近ニ露營分駐スル兵力 二二〇〇

西山、大浦、小ヶ倉、深堀、福田五地區ヲ適當ト認ムルコト

2. 病院敷地

三六〇〇平方呎ヲ用意スルコト

但病舎ニ棟聯合軍側ニ於テ準備スルコト

3. 倉 庫

一五〇、〇〇〇平方呎ヲ用意スルコト

A 五万平方呎ハ、棧橋附近ニ九月二十日迄ニ用意スルコト

B 十萬平方呎ハ、川南造船所深堀工場寄宿舎ニテモ可ナリ

4. 學校ヲ提供スル場合ハ提供スルモ、大障ナキ旨ノ理由ヲ

附シテ書面ニテ申請スルコト

5. 棧橋附近ニアル爆彈穴ヲトラック、通過ニ支障ナキ様

九月二十三日迄ニ修理スルコト

6. 全テ、港灣施設ヲ二十三日迄ニ使用可能ノ様ニ準備シ置クコト

7. 速ニ電車ヲ復旧スルコト

8. 十九日朝先遣隊長ウエンシガー大佐が伍領事務所ニ於テ武若内政部長ニ面會シタキニ付出張スルコト

9. 左記事項調査ノ上十八日迄ニ提出スベシ

イ. 消防施設ノ状況 (水上ヲ含ム)

ロ. 電氣施設ノ状況

市内ノ供給可能ノ電力量・電圧量

ハ. 水道ノ状況

ニ. 衛生施設並ニ市民ノ衛生状況

ホ. 連絡委員會ノ表

ヘ. 長崎地区内ニ於ケル現在可動ノ棄用番並貨物自動車數

別紙
四二

九月十八日進駐要務係ヨリ送附事項

承取要員長
(長崎市)

長崎地区進駐要務

大將一、中將一、所属入員一兵士一ニ召使入)

右宿舎ヲ貸付スルコト

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

司令官事務ノ担当ニシテ、

- 6 總子ノ港灣施設ヲ二十三日迄ニ使用可能ノ様ニ準備シ置クコト
- 7 速ニ電燈ヲ復旧スルコト
- 8 左記事項調査ノ上十八日迄ニ提出スルコト
 - (1) 消防施設ノ状況(水・土・道)
 - (2) 電氣施設ノ状況(市内ノ供給)
 - (3) 衛生施設ノ状況(衛生員ノ配置)
 - (4) 衛生施設ノ状況(衛生員ノ配置)
 - (5) 衛生施設ノ状況(衛生員ノ配置)
 - (6) 衛生施設ノ状況(衛生員ノ配置)
 - (7) 衛生施設ノ状況(衛生員ノ配置)
 - (8) 衛生施設ノ状況(衛生員ノ配置)

九月十八日進駐軍先遣隊ヨリ要取事項
(ワイルド中佐 永野委員長)

ノ川南造船所深堀寄宿舎ノ囚人ヲ速ニ退去スルコト

長崎地方トシテ、諫早兵舎ヲ天使用ス
長崎諫早間ノ道路が悪クナリタル場合ハ之ヲ修繕スルコト

3. 日見トシネル内ノ物ヲ出未得トハ一週間以内運フトモ十日以内ニ取除
フコト
4. 若水女学校下ノ疎開地ノ清掃ヲ二十三日迄ニナスコト 之ガ為聯合軍
側ヨリトラフタラ一合ヲ貸與スルモノトス
5. 二十三日迄ニ岸壁倉庫五〇〇〇〇辛方吸ヲ清掃スルコト 汚務者ハ左
腕ニ白色ノ腕章ヲ著セシメ道行ニ便ナラシムルモノトス
6. 二十日八時迄ニ港内三菱造船所側ノ全舟艇ヲ旭所以北ニ撤去セシムル
コト 但シ沈没船ハ其ノ儘ニテ可ナリ
7. 二十三日迄ニ水ノ浦地帯ノ岸壁及附近一帯ノ清掃ヲナスコト
及製缶工場ニトラツクノ出入シ得ル出入口ニテ所ヲ設ケ且其ノ内部及
周圍ヲ清掃スルコト
8. 二十日午八時迄ニ第三ドック内ノ船ニ隻ヲドック外ニ出スコト
二十三日迄ニ第二第三ドック及第三ドック南側地帯ノ清掃ヲナスコト
9. 第三ドックヨリ稻佐橋迄ノ清掃ヲナシトラツクノ通行可能ノ状態ニナ
スコト 以上ノ為聯合軍側ヨリトラフタラ一合ヲ貸與スルモノトス
10. 二十日ヨリ水浦地帯ノ起重機四合ヲ動かスコト
11. 左ノ事項ヲ調査スルコト
 (1) 海底電線ノ状況 (2) 有線電話ノ状況 (3) 碎石場ノ所
 在ノ図示 (4) 射受施設ノ状況 (5) 長崎諫早西市ノ傳染病ノ状況 (6) 原
 油貯油施設ノ調査

九月十九日聯合軍先遣隊ヨリ要求事項

先遣隊 ワイルト中佐 永野香一員長

1. 聯合軍ノ使用スル汚働者三〇〇名ヲ二十三日ヨリ提供スルコト
2. 其ノ使用期間ハ未ダ確定セズ
3. 乾ドックノ疎開地ハ南ケズニ其ノ儘ニスルコト
4. 疎早ニ至ル國道日見網場附近ニ崖前ヒアルヲ以テ必ズ急遽ニ修理スル
コト
5. 大波止五島所附近ノ電線架空線ヲトラツク其ノ他ノ運行ニ障害ナキヤ
ラ修理スルコト
6. 三菱ノ第二事務所云々及海軍監督官事務所能ノ市察福田寮小倉寮
ヲ聯合軍ニ於テ使用スルヲ以テ之ヲ清掃スベシ
7. 海軍監督官事務所内部ノ什器ハ其ノ儘ニシ三菱関係事務所ハ什器ヲ各
階ノ一階ニ付テ置テモ差支ヘナシ
8. 事務所内及監督官事務所ノ水道ノ故障ヲ直シ又電燈ヲ増設スベシ
9. 疎早ノ浦ヨリ福田寮ニ至ル道路上ノ倒木木材其ノ他ノ雜物ヲ整理シ且
其ノ附近ノ崖ハ特ニ之ヲ修理スルコト
10. 疎早飛行場附近ノ兵舎ハ二十三日迄ニ之ヲ清掃シ聯合軍ノ機庫ニ供シ
得ル知クナスコト
11. 疎早自働車使用跡ヲトラツク置場ニナスヲ以テ二十三日迄ニ排水渠ノ
他ヲ除去シ整理スベシ但汚水女学校下ノ疎開地ノ清掃ガ之ガタメ
12. 干渉引スルモ致方ナシ
13. 水ノ浦橋ハ二十三日ヨリ使用ヲ禁ズ

九月二十日進駐軍先遣隊ヨリ要求事項

一 既ニ規定セラレタル降伏条件ノ凡ニル條項ヨリ履行スルト共ニ下記ノ特別指
 示ニ從テ以テ艦船及機材等ノ引渡シハ全ク停止スルベシ
 二 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 三 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 四 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 五 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 六 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 七 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 八 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 九 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十一 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十二 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十三 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十四 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十五 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十六 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十七 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十八 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十九 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 二十 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ

一 全港面地区ヨリ艦船機材等ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 二 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 三 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 四 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 五 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 六 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 七 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 八 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 九 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十一 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十二 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十三 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十四 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十五 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十六 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十七 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十八 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 十九 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ
 二十 艦船ノ引渡シハ先任將領ノ指示ニ從テ行ハルベシ

崎登台ノ真才位ニハ五度距離一哩半ノ地点尙其ノ右ハ新十指示ヲ符
 フガシノ艦ハ一ハ九四五年九月二十日〇海軍上陸場ヲスル
 七ノ長崎港ノ入港ノ際ニ陸軍指揮官ニ付メテロツト數名ヲ附シ九月
 〇六〇ノ長崎上陸軍指揮官ニ付メテロツト數名ヲ附シ九月
 遺スベシ之ガ人員輸送ニハ〇四三〇長崎島嶼艦隊ノ予定ニテ艦ノ短艇ヲ
 代用スルニシテ其ノ船カラ米軍艦ヲライニ梯由長崎上陸軍指揮官ノ
 以テ次ノ如キモノヲ用意スベシ
 (イ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 (ロ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 (ハ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 (ニ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 (ホ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 (ヘ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 (ニ) 長崎港ノ附近傍ノ訂正海圖五十枚
 マツキハ表者ハ第六項ニ於テ指定セルバイロツトト共ニ合衆國軍艦バート
 ガシ有代表者ハ第六項ニ於テ指定セルバイロツトト共ニ合衆國軍艦バート
 九別文ニテ第五項ノ海軍艦隊指揮官ニ依リ指示セルタル視察團ガ安全ニ行動シ得ル如
 フ自動車通シテハ三項ノ指示セルタル條件ガ充テサレタリトイフ英文ノ証
 十佐也保シ海軍地區司令官ヨリ一九四五年九月二十一日〇〇迄ニ
 用書ヲ佐也保海軍地區司令官ヨリ一九四五年九月二十一日〇〇迄ニ
 提出スルベシ若シ全的承諾ニ對シテ何等カ例外アリトセバ此等ノ例外ハ
 非承諾ノ理由ヲ附シテ詳細ニ列セラルベシ此ノ故ニ海軍部隊ニ關スル
 總テノ事項ハテヨ海軍部隊ノ指示セル代表ニ對シテ佐也保及長崎地方
 二於テ由告ヤルハシ

佐世保海軍地区日本最高司令官

合衆國海軍中將 H W ヒル

九月二十一日聯合國進駐軍先遣隊ヨリ要求事項

於進駐軍受入本部 先遣隊隊長
永野連總務委員長

- 一 日見トシネルノ清掃ヲ必ズナスコト
- 二 二十三ノ日迄三菱關係事務所ノ清掃
- 三 三田寮ノ道路ノ掃除ヲ二十三日迄ナスコト
- 四 二十三ノ日午前九時迄ニ通シテ二十五名視察本部ニ集合ノコト
- 五 本部長委員會ヨリ連絡員ヲ出スコト
- 六 大波止縣濱バス裏側道路ノ清掃ヲ二十二日中ニ終スコト
- 七 三菱水ノ浦埠頭ノ鉄線ヲ取除フコト
- 八 三菱木ノ工場ヲ清掃スルコト
- 九 千石一時埠頭附近倉庫視察ノ爲業内人ヲ視察本部ニ出スコト
- 十 埠頭附近倉庫ニ三万平方呎ヲ追加要求ス

NAGASAKI LIAISON COMMITTEE

President: Wakamatsu Nagano, Governor of Nagasaki Prefecture.
 Vice-President: Major General, Koko
 " J. Okada, Mayor of the City of Nagasaki
 General Secretary: Y. Tsujimura, Chief of Second Economic Dept.

(1) Department of Affairs

Chief----- Y. Tsujimura
 Assistant---- T. Hisatake
 Helpers---- N. Kajiyama & T. Fujimoto
 Routine Affairs----- N. Kajiyama
 Guides ----- T. Fujimoto
 Interpreters ----- G. Nakayama
 Finance ----- E. Kondo

(2) Department of Public Security

Chief----- Y. Fujimoto
 Assistant--- H. Nakamura.

(3) Department of Harbor Facilities

Chief----- T. Okamoto (Chief of Bureau of Maritime
 Assistant--- J. Sato Transportation)

(4) Department of Installation & Facilities

Chief Y. Tsujimura
 Assistant S. Kato
 Helpers K. Imaizumi & E. Yamaguchi

 Labor T. Soga
 Telephone Y. Nishimura
 Electric Lighting K. Ogawa

(5) Department of Materials (foodstuff etc.)

Chief Ikanno (Chief of the 1st Economic
 Dept.)
 Assistant K. Yamasaki
 Helper H. Yamaguchi

(6) Department of Transportation

Railway Maeda (Superior of the Nagasaki
 Railway)

Automobile T. Izumi

(7) Department of Sanitation

F. Nakayama

昭和二十年九月十八日

長崎縣警察部長

内務省警務局保母課長

九州地方總監府第一部長

別紙之

進駐軍ノ要求事項等ニ関スル件(第一報)

聯合軍先遣隊ハ

九月十六日	佐世保地区	デヨ海軍少將
同日	大村地区	アリイヨシ中將
同日	長崎地区	エニシガ一少佐
		デライス中佐

等未駐シ各地区聯絡委員長ニ対シ進駐ニ関スル諸要求ヲ爲セルガ本縣下各地区ニ於ケル連絡委員合ノ構成及先遣隊ノ要求事項左記ノ通り有之及申報候也

- 一、長崎佐世保大村各地区連絡委員及事務分担別紙(一)(二)(三)ノ通りナリ
- 二、先遣隊ノ我方ニ対スル要求事項
別紙ABCノ通りナリ
- 三、其他参考事項
九月十六日軍務局長ヨリ佐領參謀長宛次ノ通りノ電ナリ
九月十五日内閣訓令ニ依リ左記ノ通案令セラレタリ
(一)中將杉山大蔵宛

貴官ノ佐世保聯絡委員長トナリ委員ヲ組織シ佐世保ニ位置九月十七日業務ヲ開始シ米國第五海軍師團及第五艦隊進駐ニ際シ右進駐区域ニ関スル諸精致ノ提供ニ努メ不侵道供與等ニ任ズ

(一)委員合編成
委員長 海軍一 副委員長 陸軍一 外務一 (中央)
委員 陸軍三 海軍三 通直内務五 外務二 (中央) 運輸二
大蔵一 (中央) 通信二
右外務省官庁(部隊)ハ委員長ノ協議ニ應ジ所要ノ委員ヲ派出スルモノトス

(二)海軍(中央)ヨリハ中野大佐 実本大佐 日高大佐 十六日飛行機ニテ去ルヲ予定
第五海軍師團ハ佐世保ニ司令部ヲ置キ九州一円(対馬ヲ含ム)山ノ際北緯五〇度以北上ノ流域列島ヲ管轄シ第五艦隊ハ佐世保ニ司令部ヲ置キ西日本ヲ管轄スルモノトス

尚九月十六日佐領石井海軍少將ハ米國軍艦ニテ(ロイヤル)少將ヲ訪問シ其ノ要求ニ係ル便係水路地圖及調査書ヲ手交シタルガ右水路及地圖ハ本月二十四日ヒル中將ノ佐世保ノ港準備倉庫港灣等視察資料ト爲スモノトシテ保メラレ佐世保港ノ使用ハ佐世保港ノ使用ノ支障無キ旨洩ラセルモノ我々ノ兵器彈藥等ノ所在英カノ状況ニ関シテハ要分危惧ノ念ヲ抱キ甚ルモノト如シ

昭和二十年九月十九日

長崎縣警察部長

九州總監府第一部長

聯合軍長崎進駐部隊先遣隊ヨリ長崎連絡委員會
ニ対スル要求事項ニ関スル件 (第一報)

本日午前十時三十分聯合國軍先遣隊ワイルド中佐外
四名ハ長崎地区聯絡委員會長永野知事ニ
對シ左記事項ヲ要求セリ右申報ス

一川南造船所深堀寄宿舎ノ囚人ヲ速カニ退去セシムルコト

二宿舎地トシテ疎早市ノ兵舎ヲモ使甲ス

三長崎護早向ノ道路ガ栗クナリタル場合ハ之ヲ修繕スルコト

三日見トネル内ノ疎開工場機ヲ去未得レバ一週向以内
運クトモ十日以内ニ除クコト

四汚水女学校下ノ疎開地ノ清掃ヲナスコト

五之ガ倉聯合軍側ヨリラントラー台ヲ貸與スルモノトス

五二十三日迄ニ出斤壁倉庫(五〇、〇〇〇平方呎)ヲ清掃スルコト

汚務者ハ左腕ニ白色ノ裝章ヲ著セシメ通行ニ便ナラシ
ムルコト

六二十日午八時迄ニ港内ニ菱造船所側ノ全舟艇ヲ旭町
以北ニ撤去セシムルコト

但シ沈没船ハ其ノマニニテ可ナリ

七二十三日迄ニ水ノ浦地帯ノ岸壁及附近一帯ノ清掃ヲナスコト

及ビ製缶工場ニトシテノ出入シ得ル去入ロニテ前ヲ設ケ

且ツ其ノ内部及周圍ヲ清掃スルコト

八二十四日午八時迄ニ第三ドック内ノ船ニ隻ヲドック外
ニ去スコト

九第三ドックヨリ稻佐橋迄ノ清掃ヲオシトラックノ通行
可能ノ状態ニナスコト

以上ノ各局聯合軍側ヨリトラクダー一台ヲ貸與スルモノトス

百二十四日ヨリ水ノ浦地帯ノ起重機四台ヲ動かスコト

二左ノ事項ヲ調査スルコト
(一)海底電線ノ無線電信ノ状況
(二)有線電信ノ状況
(三)石場ノ所在ノ因示
(四)燃料油ノ貯油施設
(五)長崎護早西ノ
ノ傳染病ノ状況
(六)原油貯油施設
(七)長崎護早西ノ

三十警備親第一〇五號

昭和二十年九月二十三日

長崎縣知事 永野 若松

(長崎縣 警察部 長)

九州地方總監 戸塚九一郎 殿
九州 各縣 知事 殿

(各地方警備本部 長 殿)
(各警察消防署 長 殿)

聯合軍長崎地區進駐ニ関スル件

聯合軍八本月二十三日午後一時八分ヨリ上陸ヲ開始シ引續キ上陸ヲ開始中
(二十三日午後六時現在)其ノ狀況左記ノ通ニシテ現在ニ迄何等事故發生
無之候条此段ニ迄及報告候也

記

一 聯合軍進駐前警備隊配置

九月二十三日聯合軍長崎地區進駐ニ関シテハ之ニ備フル爲ニ二十日長崎
地區特別警備隊(隊長以下百四十八名)ヲ結成シ二十三日午前六時既
定計畫ニ基キ配置ヲ完了シ直ニ責任区域内ノ檢索ヲ實施セリ

二 聯合軍艦艇入港狀況

聯合軍八二十三日未明長崎港外伊王島沖合ニ〇〇米位ノ箇所ニ大型十六隻
小型七隻計二十三隻ノ艦艇集結シ午前九時三十分頃ヨリ遂次行動ヲ
開始シ午後一時八分頃迄ノ間戰艦一隻輕巡洋艦一隻駆逐艦輸送船二
十隻位小型上陸用舟艇四十隻位長崎港ニ入港午後一時八分長崎市元船町第
四號棟橋ニ先頭部隊四十名位上陸其ノ後元船町出島岸壁方面第一號
乃至四號棟橋出島岸壁長崎三菱造船所構内第一船渠ノ各所ニ上陸
上陸地ニ於テ隊伍ヲ整ヘ長崎元船町出島岸壁方面へ上陸セル部

隊ハ午後五時ヨリ行動ヲ開始シ六時頃迄ニ約三〇〇名徒歩又ハトモク
ニ分乗小ヶ倉町小ヶ倉寮ニ向ヒツ、アリ其ノ通行道路要所ニ聯合軍
側歩哨ヲ立テ一般市民ノ通行ヲ禁止シアリ、
聯合軍ノ進駐ハ極メテ平穩裡ニ続行セラレツ、アリ現在迄何等事
故発生ナシ

長崎造船所構内第一船渠ニ上陸シタル聯合軍ハ三五〇名ニシテ
長崎造船所木工場ニ分宿セリ

三、進駐聯合軍ノ兵種

長崎地区進駐軍ハ日本語ヲ解スル兵ノ數ラストコロニ依レバ、サイパン方
面ニ駐屯セルシ尾タルモノニシテ陸軍(服裝黄色)部隊ト海兵隊(服
裝綠色)ノ模様ナリ

四、聯合軍諫早市進駐人員

二十三日午後二時ヨリニ時間ニ亘リカオルター少佐外六名ハ諫早

市航空隊及小野乗員養成所建物其ノ他ヲ檢分シ午後四時長
崎ニ向ヒタルガ同將校ノ言ニ依レバ諫早市小野進駐ハ二十四日正午
ノ予定
其ノ數ハ海軍陸戰隊九〇〇名位ナリト云フ

二十警備親第二四號

昭和二十年九月二十四日

長崎縣知事

(長崎縣警備本部長)

九州地方總監

九州山口各縣知事

殿

(各地区警備本部長
各警察消防署長)

聯合軍長崎大村諫早各地区進駐ニ関スル件

聯合軍ハ本月三十一日ヨリ、二十四日、四日間ニ亘リ大村、長崎、諫早各地
区ニ進駐ヲ開始シ尚引續キ進駐續行中(二十四日午後七時現在)ナル
カ其ノ狀況左記ノ通ニシテ現在、道何等特記スベキ事故發生無
之此段及報告候也

記

一、大村地区

の進駐狀況

聯合軍先遣隊ハ予定ノ通り九月三十日午前九時ヨリ正午十二時
頃迄ノ間、ソノ中將以下一五名者、夕グラス機四機ニ分乘、大村航空
隊着陸進駐シ大村海軍航空隊ヲ接收シ宿舎設営、飛行場ノ整備ニ着手
シ更ニ九月三十日午後二時頃、戰鬥機四十機、佐世保ヨリトラックニテ
約五〇〇名同地ニ進駐分宿セリ

二、警備狀況

大村地区警備ノ爲、大村市、大村岩倉ヲ隊長トセル六十三名ヨリナル
特別警備隊ヲ編成シ九月十七日ヨリ進駐地区、大村海軍航空隊ヨ
中心トシテ一斉檢索ヲ勵行シ其ノ後立哨巡察ヲ主体トセル勤務
ニ移行シ九月三十日飛行場ニテ大村地区先遣隊長スミス大佐進駐
シ進駐直後警備ニ関シ部員ノ通行及宿營地附近ノ住民ノ措置ニ付

申合セテ爲シ警備ノ万全ヲ期シツルガ現在近何等事故發生
シ聯合軍進駐后ノ狀況

聯合軍進駐前ハ市民ハ恐怖心ヲ抱キアリタルガ進駐後何等事故
發生ヲ見ツ聯合側ニ於テモ九月二十日夕刻頃ヨリ大村市武部新
既存ノ遊廓地帯ニ小人数ニテ出入シ翌ニ土日頃ヨリ料亭ニ三三登樓シ
タル例モアリタルガ何レモ正当ナク金支拂ヒヲ爲ス等交友的ニ接觸シ
ツニアリ爲ニ民心ハ漸次平靜ニ復シツハアリ

ニ長崎地区

ハ進駐狀況

九月二十三日午後六時過、進駐狀況ニ関シテハ既報ノ通りナルガ
其ノ後長崎市松ヶ枝町元税関桟橋附近ヲトクタクトニテ整地
ヲ爲シ徹宵上陸用舟艇ヲ以テ車輛(大小種別)取交セ桟橋並ニ露
営用具積載ノ揚陸ヲ続行午前五時頃迄ニ約三〇〇名揚陸セリ

四前日ニ引續キ長崎市元船町市營桟橋附近出島岸壁ニ二十四日
午後六時三十分ヨリ兵員ノ上陸ヲ開始シ午後五時迄ニ約二四〇〇名
位上陸シ若手者ノ兵ガ長崎要塞司令部ニ向ヒタル外其ノ内午前
七時先遣隊約五〇名ハトラクニ分乘諫早航空隊ニ向ケ進發其
ノ後トラクニテ約八〇〇名諫早飛行場ニ到着更ニ長崎港駛發三時
十三分ノ臨時列車ニテ一三四〇名諫早駛ニ到着徒歩ニテ諫早航
空隊ニ進駐シタル外自軍用トラク約一三三台ニ露管用具機材等
ヲ積載シ午後四時四〇分迄ニ諫早市ニ到着シ分宿並ニ露管準備中
ナルガ其ノ沿道ニ於テハ何等事故ナシ

ハ長崎市水浦桟橋丸尾町海岸ニ大型輸送船各一隻ヲ横付シトラク
道路修理用トラクヲ其ノ他器材ヲ二十四日午後一時頃ヨリ揚陸スルト
共ニ宿營地予定タル飽ノ浦寮ニ聯合軍約一〇名到リ附近住民ノ立入り
ヲ禁止シ宿營準備中ナリ尚同地附近ニハ蚊等ノ駆除ノ爲飛行機ニ

任り殺す。前日散佈スルテ定メテト云々

(2) 警備状況

隊、編成ハ既報ノ通ニシテ上陸地矣及通過沿道ノ重要地区ニ隊員ヲ配
備シ一部交通制限ノ上事故防止ニ方全ヲ期シツテアリ現在道事故
発生ナシ

(3) 聯合軍將官士官宿舍タル元月川即外三ヶ所ニ警備員配置ノ要請
アリタルヲ以テ巡查ニ着目シテ配置セリ

(4) 聯合軍狀報係員ニ於テ事故防止ノ爲聯合軍側將兵ニ對スル命令注
意事故ヲ傳達スル爲ニラジテ付自動車ヲ使用シ長崎市丸山町ヲ
中心ニ市内ヲ巡回セリ

(5) 一般市民ハ進駐前後ニ於テ稍恐怖ハチ有スル觀アリタルガ聯合軍側ノ
進駐ハ予想以上ニ平穩且明朗ニ實施セラレタル關係上漸次平靜ニ復セリ
尚晝間市中ニ於テ聯合軍將兵ト通行スル者相当數見受セラレ一部旭

町方面ニ於テハ日本國旗ヲ所望シ代価ヲ支拂ヒ買受ケタル模様ナルガ
何等ノ摩擦等生セス

三 諫早地区

(1) 進駐状況

九月二十四日午前七時三十分頃トラックニ依ル約五〇名ノ先遣部隊ヲ
始メトシトラックノ氣車ニ依リ進駐シ其ノ狀況ハ前記長崎地区進駐
ノ通りナルガ其ノ合計將兵ニ九〇名ナリ

(2) 諫早地区委員会聯合軍トノ取決事項

諫早地区連絡委員安原委員ト聯合軍部隊長クラーク大佐ト接衝
シタル狀況左記ノ通り

(1) 農家ノ移転必要ナシ但シ住民ノ哨線内ニ立入ヲ禁ズ若シ立入ル場合ハ
市長責任ヲ負フベシ聯合軍が農家ニ立入りタル場合ハ直接クラーク
大佐ニ連絡セラレ度

二十警備第一五一號

昭和二十年九月二十五日

長崎縣知事

(長崎縣警備本部長)

九州地方總監

九州山口各縣知事

殿

(各地方警備本部長
各警察消防署長)

聯合軍長崎諫早地区進駐ニ関スル件

聯合軍ノ本月二十四日ヨリ本日(二十五日)午後五時現在迄ニ長崎諫早地区ニ對スル進駐狀況等左記ノ通ニ有之候条此段及報告候也

(管下各地方警備本部長、警察消防署長ハ参考ニ資セラレ度)

一 長崎地区

の 進駐状況

- ① 九月二十四日午後七時以降長崎市ニ上陸セル兵員ハ約三九二〇名ニシテ丸尾町海岸附近ニ約二六五〇名出島岸壁元船町棧橋附近ニ約一七〇名上陸シ内八二〇名位「トラック」ニ分乗諫早市ニ進駐シ他長崎市内飽浦寮三菱長崎造船所活水高等女学校海星中学校清心高等女学校元長崎要塞司令部等ニ宿營シタリ
- ② 九月二十四日午後七時以後長崎市松枝町海岸旭町丸尾町海岸一帯ニ引續キ車輛露管用具兵器其他資材ヲ揚陸シテ揚陸地奥附近ハ資材兵員ニテ相当ノ混雜ヲ来シ一部ニ於テ公共交通制限ヲ實施セリ之等ノ資材ハ「トラック」ニテ各宿營地ニ運搬中ニシテ今尚続行中

の 警備状況

前日ノ通警備中ナルカ左ノ如キ事故發生セリ本件ニ関シテハ聯合軍憲兵隊ニ旅費對シ取締ヲ申入中

- ① 九月二十五日午前四時三十分頃長崎駅第二貨物ホームニ於テ歌員二名ヲ小銃ナイフヲ突キ付ケ附近ノ貨物ヲ切破リ衣類ヲ強奪シタルモノナリ
- ② 九月二十五日午後十二時三十分頃長崎市坂本町山王神社附近バラックニ於テ聯合軍海兵二名(酩酊セリト云フ)カ侵入同所ニ居合セタル主人工員松尾一郎(令四十五連)ノ腹部ニ海軍ナイフヲ突刺シ傷害ヲ加ヘタル事件

二 諫早地区

の 進駐状況

二十五日午前三時ヨリ前日ニ引續キ「トラック」ニ分乗シ長崎市ヨリ諫早小野飛行場ニ進駐ヲ続ケ午後四時迄兵員約八二〇名進駐シ更ニ終日「トラック」ニテ露管用具兵器等運搬現在尚続行中

(2) 警備状況

前日三引続キ特別警備隊員七名ト所轄練早警察署員ヲ以テ警備中ニシテ二十五日迄特記事故ナシ

三警備ニ関スル申入ト要事事項

九月二十四日警備ニ関シ聯合軍憲兵隊ニ於テカリン中佐(憲兵隊長タクシス申佐代理)ヨリ本縣ニ對シ別紙(一)如キ申入レアリ之ニ基キ本二十五日警備特高兩課長ハ憲兵隊長タクシス申佐ト会见別紙(二)如キ話合ヲナセリ
四聯合軍長崎縣内進駐人員 別紙ノ通り

(別紙)

九月二十四日

カリン中佐(憲兵隊長タクシス申佐代理)ヨリ左ノ申入レアリタリ
申入事項

一憲兵ノ士官一名兵二名計三名ハ北山森出所ニ在リテ取締ニ當ル

二市内巡察ニ爲ニ憲兵十二名ガ二名宛六組トナリ市内ヲ二十四時同巡察ス

三十二名ノ憲兵ハ占領区域外ノ市内ヲ聯合軍ノ兵隊カ通ルナラバ公用ヲナイ限リ將校ト至モ之ヲ捕ヘル

四若シ日本人ガ何カ悪イコトヲシテ申入レタル場合ハ憲兵ハ直接ニ捕ヘナイガ直チニ日本ノ警察ニ連絡スル 但シ緊急ノ場合ニハ此ノ限リニアラズ

五十二名ノ憲兵ノ外ニ三台ノ「シ」(三人乗リ)テ市内ヲ二十四時同巡察スル内一台ハ出島カラ稲佐橋ヲ通ツテ三菱ニ至ル他ノ一台ハ長崎諫早間ヲ往復スル 残りノ一台ハ出島カラ小倉ヲ往復スル

六三台ノ「シ」ハ特ニ「P」ト書イテアル

七聯合軍ノ憲兵ハ日本ノ警察ニ協力シ様ト思フ

八憲兵ト警察ノ士哨ハ必要ニ處シ之ヲヤロウト思フ

九憲兵司令部ニ警察電話ヲ直ニ架設シテ責ヒタイソレハ事件カア
ソト場合等ニ直ニ交番ノ電話ニヨリ連絡スル爲デア
慰安施設拡大ノ件ハ之ハ全ク好マシクナイト思フ
以上ノ諸英ニ関シ細目打合ノ爲明日(二十五日)午後一時警備課長
特高課長ハカリン中佐ノ下ニ出頭スベシ

九月二十四日聯合軍憲兵隊長ノ申入ニ依リ九月二十五日午後一時藤本
(警備)中村(持高)神近(特警隊長)ハ憲兵司令部ニタキミス中佐ヲ訪問シ
左ノ通ノ意見ノ交換ヲ爲シタリ

(一) 我方ノ警備ハ警察官ノミナリ警備ハ聯合軍ニ對スル日本人ノ不法行爲
ヲ防止シ聯合軍ノ安全ヲ確保スル爲デアル長崎地区ノ警備ニハ特別警備
隊カ編成サレ長崎一四八名諫早七七名カ直接警備ニ當ル之等ノ警備
員ハ立哨巡邏ヲモ二十四時間勤務デア
ル

彼帝兵ニ對スル治安ニ付テモ極力日本ノ警察ニ協力スルカラ遊廓地帯ニ排
徊スル被落漢曖昧(不)止操介者客引等ヲ最重取締ツテ責ヒタイ
斯様ナ人ヲ憲兵カ捕ヘタラ警備隊ニ引渡スカラ最重ニ処分ヲ受テ直ニ
ニ釈放スレバ再ヒマルカラ左様ナコトカナイ様ニ若シ市民ヤ軍人カ武器
ヲ持ツテ居ルトスレバ直ニ取上ゲテ責ヒタイ吾々ハ未ダ然様ナ者
カ市内ニ潜ンデキルト思フカラソナ者カアレバ直ニ引渡シテ責
ヒタイ

若シ疑ハシイ者カ居レバ自分達ノ手ヲ取締ラスル特ニ拳銃カ
最モ危険デアルカラ特ニ此ノ英頼ム
若シ日本人ト軍人(聯合軍)トノ間ニ問題カ起ツタ場合ハ早ク通知シテ
英上ノ市民同志ノコトモ同様報告シテ責ヒタイ
兎角武器ヲ持ツテ居ル者カキルラシイ特ニ拳銃ヲ持ツテ居ル者カ
多イラシイカラ拳銃ヲ持ツテキル者ヲ調ヘテ出シテ責ヒタイ

(五) 九月二十日連ニ警察署ニ出ス様命令シテ并ルニ現ニ警察署ニ集令
并ル尚同對テ最重ナル取締ヲ施行シテ并ル

(四) 軍隊カラ帰ツタ者ガ武器ヲ持ツテ居ル管若シ聯合軍ノ憲兵カラ
発見サレタラ警察署長ニ責任ヲ持ツテ責メ

尚武器ノ引渡セトノ命令大々テ徹底シナイ警察官ガ各家庭ニ行ッテ
檢索セヨ若シ之ヲ実施セズシテ聯合軍ノ憲兵ガ発見シタル場合ハ何

何ニスルカ檢索ヲ嚴格ニ実行シテ是レ特ニ召集解除サレタ軍人ガ一
番注意ヲ要スル之等ハ思想的ニモソウデアレバカカラ最重ニ頼ム

(三) 当地警察官ノ服装ハ黒地ノ服ニ黒色ノ帽子ヲ冠リ劍ヲ佩用シテ有章
ヲ附シ居レリ警備ニ從事スル場合ハ右ノ服装ノ中帽子ヲ黒ノ戰鬥帽ニシ

卷ケートルヲ着ケ左腕ニ *Police* 記號ヲ附シタル白ノ腕章ヲ附シ居レリ
但子承聯合軍ノ憲兵ハ水色ニ白地デ印ト書イタ腕章ヲ附シ居

(二) 警察官ノ帶劍ハ正規ノ服装ニシテ聯合軍ノ警備上最モ重要ナル
モノナルニ付絶対ニ之ガ要求ヲ為サル様聯合軍將兵ニ徹底カ

印類致度イ
モノナルニ付絶対ニ之ガ要求ヲ為サル様聯合軍將兵ニ徹底カ

(一) 警察官ノ佩劍ヲ取上ケル様ナモノガアツタラ直カ連絡シテ責メイ
四) 聯合軍ノ長崎地区ニ於ケル進駐区域(警備区域)ヲ教ヘテ責メ度イ

(一) 聯合軍ノ進駐区域ハ長崎縣全部デアアル
(二) 警備ノ都合カアルカラ行動区域ヲ御示シ頼ヒ度イ

(三) 聯合軍ハ今ノ処狭イ範圍ヲ行動スル自由ヲハ余リ許サレナイ
自由ガ許サレル様ニナツタラ更メテ申込ニ底スル

二週間以内ニハツキリ相談スル
五) 占領区域警備区域ハ聯合軍憲兵テ警備シ占領区域ノ外側ハ当方ノ

警察官警備スルコトト致度
警察官警備区域ハ極メラナイ聯合軍ガ自由行動スルトキハ連絡スル

聯合軍ガ縣内各地ニ兵ヲ出ス様ト場合ニモ連絡スル